

佐賀県医療センター好生館 IVLジェネレーター 賃貸借単価契約に関する仕様書

項目番号		要件
1		対象機器は、ショックウェーブメディカル社製の以下の機器とする。
1	1	アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置 「IVLジェネレーター&コネクターケーブルキット」
2		その他
2	1	上記1-1の機器について、機器の搬入・設置・試運転・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
2	2	機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、貸与者の負担とすること。
2	3	機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。 また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
2	4	当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、貸与者の責任において現状復旧すること。
2	5	賃貸借中の機器に不具合が発生した場合は速やかに一次的対応(状況の確認等)を行う体制が整っていること。
2	6	賃貸借中の機器の通常の使用に起因する修理にかかる費用は、貸与者の負担とすること。
2	7	賃貸借中の機器の定期点検にかかる費用は、貸与者の負担とすること。
2	8	当月の使用実績に応じた請求を翌月10日までに当館に対して行うこと。
2	9	本契約の契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。